<table>
<tr><td rowspan="2"><h1>生徒指導だより</h1></td><td>令和６年 10 月 25 日（金）</td></tr>
<tr><td>三雲中学校　生徒指導部</td></tr>
</table>

自転車も道路交通法の罰則が適用されます

変更　道路交通法第７１条第５号の５

令和６年１１月１日より，道路交通法が改正され，自転車運転中の新たな罰則が追加されました。①携帯電話使用等の違反には，最大１年以下の懲役又は３０万円以下の罰金が，②酒気帯び運転の違反には，３年以下の懲役又は５０万円以下の罰金が課されます。

②はまだ先のお話しかもしれませんが，①に関しては，中学生のうちから正しく理解し，“正しい自転車の運転”を身につけて，安全に運転することを覚えましょう。警視庁によると、自転車の「ながら運転」による死亡や重傷事故などは、増加傾向にあるとのことです。この問題の深刻さを改めて認識し、自転車の安全利用に努めましょう。

保護者の皆様へ：上記にありますが，道路交通法が改正されます。ご家庭でも自転車の乗り方や，交通マナー等をお子さまとお話ししていただけたらと思います。命を守るために，ご理解ご協力をお願いします。